個人情報ファイルの名称	住宅管理システム
行政機関等の名称	瑞穂町長
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	都市整備部都市計画課計画・住宅係
個人情報ファイルの利用目的	町営住宅の入退去管理及び家賃収納等に関する業務を行うために利用する。
記録項目	1. 氏名、2. 性別、3. 生年月日、4. 住所、5. 電話番号、6. 国籍、7. 所得・収入、8. 課税情報、9. 口座情報、10. 障がいの有無、11. 生活保護受給の有無、12. 連帯保証人氏名、13. 連帯保証人住所、14. 連帯保証人電話番号
記録範囲	入居者、連帯保証人
記録情報の収集方法	瑞穂町営住宅条例(平成9年条例第24号)及び瑞穂町営住宅条例施行規則(平成3年規則第9号)を 根拠とする本人からの届出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	無
開示請求等を受理する組織の名称及び所在 地	瑞穂町企画部総務課文書法制係 〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2335
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	無
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする 個人情報ファイルである旨	募集しない
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組 織の名称及び所在地	_
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関す る提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関す る提案をすることができる期間	_
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
取り扱う本人の数	100人以上1,000人未満
備考	この帳簿は、瑞穂町個人情報保護法施行条例(令和4年条例第18号)第3条の規定により作成した 法第75条第5項に規定する帳簿です。

作成日:令和5年4月1日 変更(直近):令和6年6月3日

個人情報ファイルの名称	瑞穂町空き家等実態調査報告書
行政機関等の名称	瑞穂町長
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	都市整備部都市計画課計画・住宅係
個人情報ファイルの利用目的	平成28年度及び令和5年度に実施した空き家等実態調査の結果をまとめ、その後の継続的な状況 把握や適正管理の促進を行うために利用する。
記録項目	1.氏名、2.住所、3.電話番号、4.居住状況
記録範囲	平成28年度及び令和5年度の調査時点で空き家があった土地の所有者
記録情報の収集方法	空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)に基づく実態調査
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	無
開示請求等を受理する組織の名称及び所在 地	瑞穂町企画部総務課文書法制係 〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2335
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	無
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする 個人情報ファイルである旨	募集しない
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組 織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関す る提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関す る提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
取り扱う本人の数	100人以上1,000人未満
備考	この帳簿は、瑞穂町個人情報保護法施行条例(令和4年条例第18号)第3条の規定により作成した 法第75条第5項に規定する帳簿です。

個人情報ファイルの名称	瑞穂町空き家管理台帳
行政機関等の名称	瑞穂町長
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	都市整備部都市計画課計画・住宅係
個人情報ファイルの利用目的	平成13年度以降に近隣住民等から相談等があった空き家等を管理するために利用する。
記録項目	1.氏名、2.住所、3.電話番号、4.居住状況
記録範囲	相談等のあった空き家等のある土地所有者等
記録情報の収集方法	空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)に基づく調査
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	無
開示請求等を受理する組織の名称及び所在 地	瑞穂町企画部総務課文書法制係 〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2335
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	無
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする 個人情報ファイルである旨	募集しない
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組 織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関す る提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関す る提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
取り扱う本人の数	100人以上1,000人未満
備考	この帳簿は、瑞穂町個人情報保護法施行条例(令和4年条例第18号)第3条の規定により作成した 法第75条第5項に規定する帳簿です。

個人情報ファイルの名称	殿ヶ谷組合員名簿
行政機関等の名称	瑞穂町長
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	都市整備部都市計画課区画整理係
個人情報ファイルの利用目的	瑞穂町殿ヶ谷土地区画整理事業における権利者情報を管理するために利用する。
記録項目	氏名、住所
記録範囲	殿ヶ谷組合員名簿
記録情報の収集方法	本人からの提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	無
開示請求等を受理する組織の名称及び所在 地	瑞穂町企画部総務課文書法制係 〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2335
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	無
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする 個人情報ファイルである旨	募集しない
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組 織の名称及び所在地	_
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関す る提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関す る提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
取り扱う本人の数	100人以上1,000人未満
備考	この帳簿は、瑞穂町個人情報保護法施行条例(令和4年条例第18号)第3条の規定により作成した 法第75条第5項に規定する帳簿です。

個人情報ファイルの名称	瑞穂町栗原土地区画整理組合設立準備会ファイル
行政機関等の名称	瑞穂町長
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	都市整備部都市計画課区画整理係
個人情報ファイルの利用目的	瑞穂町栗原土地区画整理事業における権利者の意思確認のために利用する。
記録項目	氏名、住所、電話番号、土地面積、筆数
記録範囲	(仮称)瑞穂町栗原土地区画整理組合設立認可申請者 宅地の所有者及び借地権者の仮同意調書
記録情報の収集方法	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第75条による申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	無
開示請求等を受理する組織の名称及び所在 地	瑞穂町企画部総務課文書法制係 〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2335
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	無
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする 個人情報ファイルである旨	募集しない
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組 織の名称及び所在地	_
行政機関等匿名加工情報の概要	_
作成された行政機関等匿名加工情報に関す る提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関す る提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
取り扱う本人の数	100人以上1,000人未満
備考	この帳簿は、瑞穂町個人情報保護法施行条例(令和4年条例第18号)第3条の規定により作成した 法第75条第5項に規定する帳簿です。

瑞穂町栗原土地区画整理組合設立準備会ファイル
瑞穂町長
都市整備部都市計画課区画整理係
瑞穂町栗原土地区画整理事業における権利者の意向調査のために利用する。
氏名、住所、土地面積、筆数
令和3年度瑞穂町栗原土地区画整理組合設立準備会事務委託(その15)権利調査 権利変動調書・土地原簿・名寄簿索引・名寄簿
東京法務局西多摩支所より登記事項証明、公図、登記事項要約書を受領 瑞穂町税務課資産税係より資料を閲覧
含まない
無
瑞穂町企画部総務課文書法制係 〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2335
無
法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
無
募集しない
含まない
100人以上1,000人未満
この帳簿は、瑞穂町個人情報保護法施行条例(令和4年条例第18号)第3条の規定により作成した 法第75条第5項に規定する帳簿です。